



富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会設置要綱をここに公布する。

令和6年5月1日

富田林市長 吉村 善美



富田林市要綱第57号

富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるこどもの権利に関する条例の制定について調査、検討及び協議を行うため、富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議し、市長に意見具申を行うものとする。

- (1) こどもの権利に関する条例の制定に関する事項
- (2) こども等、当事者の意見表明に関する事項
- (3) 関連計画等との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育・児童福祉に関係する者
- (3) こどもの支援・関連団体等を代表する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長への意見具申が終了する日までとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、こどもの権利に関する条例制定に係る担当課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる会議の招集は、市長が行う。